

## 令和 6 年度海洋環境保全に係る国際動向への対応調査検討業務仕様書

### 1. 件名

令和 6 年度海洋環境保全に係る国際動向への対応調査検討業務

### 2. 業務の目的

海洋環境に係る諸問題については、ロンドン条約等、国際的な対応が求められるものが多い。また、我が国は、国際的な環境問題への積極的な対応を方針として掲げており、現在または今後発生する諸課題に対して、積極的に対処していく必要がある。

このため、国際的な対応が必要となっている海洋環境問題について、海外の動向等を把握し、環境保全の観点から、国内における適切な施策の策定等に資することを目的として本業務を実施する。

### 3. 業務の実施方法

#### (1) ロンドン条約及びロンドン条約 96 年議定書締約国会合等に係る情報収集

(以下、ロンドン条約締約国会合を「LC」、ロンドン条約 96 年議定書締約国会合を「LP」、同議定書に係る科学グループ会合を「SG」と記す。そのあとの数字は開催回数を表す。)

我が国は平成 19 年 10 月に LP に加入し、LC/LP 双方の締約国となった。平成 23 年 10 月に開催された LP 6 において、議定書第 11 条 1 に基づく LP 遵守グループ (CG) が設置され、我が国の専門家 (環境省参与) が同グループ委員に選出された。同グループは、条約不遵守について問題を提起された場合に、締約国の取るべき措置を勧告することができるため、同委員から関連する情報の収集を行い、また我が国が同委員への支援等を行う必要がある。

平成 25 年の LC35/LP 8 においては、ロンドン条約 96 年議定書が改正され海洋肥沃化を含む海洋地球工学が規制されることが決定した。今後、海洋肥沃化以外の規制対象となる海洋地球工学行為に係る議論等が行われる予定となっており、国際動向を把握し適切に対応していく必要がある。

また、平成 21 (2009) 年のロンドン条約 96 年議定書第 6 条の改正により、現時点では未発効であるものの、海底下貯留のための CO<sub>2</sub> の海外輸出を可能とする仕組みが創設され、平成 31 (2019) 年の締約国会合において第 6 条改正の暫定的適用を採択する決議がされている一方、我が国の企業において今後海外で CCS 事業を行う動きがあることから、我が国においても同改正を受諾するかどうかの検討や受諾し暫定的適用を宣言した場合には、輸出国と受入国の間で許認可権限・責任等に関する協定の検討・作成が必要となる。このため、すでに暫定的適用の宣言を寄託した国の協定やこれらに関する情報収集を行い、議定書の締約国の義務を損なわないことを確保する許可発給制度及び許可条件に関する規定を整理する必要がある。

これらについて適切に対応していくため、以下の業務を実施する。

- ① 国際海事機関（IMO）の HP (<https://docs.imo.org/>) において発表されている締約国及び国際機関からの提案文書等を収集し、議題毎に、これまでの議論の推移、過去の関係会議における合意事項や議題毎の取り組みの進捗状況を整理し、LC46/LP19 及び SG48 における我が国の対処方針（案）（各 A 4 判 20 頁程度）を作成する。
- ② LP/CG16 及び LC46/LP19(令和 6 年秋頃に計 9 日間 (LP/CG16 2 日間、土日 2 日間、LC46/LP19 5 日間) 程度、ロンドン（イギリス）にて開催を想定）へ出席し、提案文書の起草補助や環境省担当官の発言補助、議事録作成などの会議状況報告を行う。  
また、本会議中に、2019 年のロンドン条約 96 年議定書 6 条改正の暫定的適用の宣言を寄託した各国から他国間協定や CCS に関する情報収集補助を適宜行う。
- ③ SG47（令和 6 年 4 月に 5 日間、ロンドン（イギリス）にて開催を想定）及び SG48（令和 7 年 3 月に 5 日間、ロンドン（イギリス）にて開催を想定）へ出席し、提案文書の起草補助や環境省担当官の発言補助、議事録作成などの会議状況報告を行う。  
また、本会議中に、2019 年のロンドン条約 96 年議定書 6 条改正の暫定的適用の宣言を寄託した各国から他国間協定や CCS に関する情報収集補助を適宜行う。
- ④ 会合終了後、会合報告書案（LP/CG16 は A 4 判 5 頁程度、LC46/LP19、SG47、SG48 は各 A 4 判 10 頁程度）の作成及び次回会合までの課題・取り組むべきこと等の提案を行う。
- ⑤ IMO 報告のための我が国の年間の海洋投入処分量の整理を行う。
- ⑥ 上記会合期間外における連絡グループへの参加及び対応を行う。
- ⑦ 関連する提出文書等の情報収集を行う。
- ⑧ 諸外国の CCS に関する法的制度等について web 又は文献等による情報収集・整理を行う。なお、情報収集等する内容については、環境省担当官と協議の上決定する。

## （2）北太平洋海洋科学機関(PICES)年次会合等への支援

PICES は、北太平洋の対象となる海域を科学的に解明するため、加盟国が協力して生物資源並びに海洋環境及び海洋と陸地、大気との相互作用、気象変動との関係、海洋利用、海洋資源等についての調査、研究を行うものである。

これらについて適切に把握し対応していくため、以下の業務を実施する。

- ①PICES2024 年次会合（会議開催期間：令和 6 年 10～11 月頃に 11 日間、ホノルル（米国）を想定）の Marine Environmental Quality Committee (MEQ)、~~Working Group 42: Indicators of Marine Plastic Pollution (WG 42、2 日程度開催の見込み)~~のメンバーである専門家 ~~1-3~~名程度を同会合（現地参加を想定）に派遣し、謝金を支払う。~~する。専門家のリスト及び謝金の要否は次表のとおり。~~

MEQ 委員—1名	旅費・謝金要	PICES 会合全体に 出席
WG 42 メンバー—2名	謝金要 ※オンラインを 想定	WGのみ

派遣する専門家の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）（以下「旅費法」という。）に準じて支給するものとし、専門家の格付けは一律 5 級相当とする。なお謝金については、会合 1 日当たり 17,700 円を支給すること。

- ②会合への参加（オンライン参加を想定）による情報収集を行う。
- ③会合終了後、会合に出席した専門家に対してヒアリング（オンラインを想定）を実施する等の情報収集を行う（~~1回~~ 1 時間、~~各~~ 1 回程度）。専門家への謝金は~~1名に対して~~ 1 時間当たり 7,900 円を支給すること。

### （3）汚染モニタリング地域活動センター（POMRAC）の取組に係る支援

国連環境計画 (UNEP) が推進する「地域海計画」のひとつである「北西太平洋地域における海洋及び沿岸の海洋環境保全・管理・開発のための行動計画（NOWPAP）」の汚染モニタリング地域活動センター（以下「POMRAC」という。）がウラジオストク（ロシア）に設置され、汚染物質の大気からの堆積、汚染物質の河川からの流入及び直接流入に関連した活動を行っている。毎年開催される POMRAC フォーカルポイントミーティング（以下「POMRAC FPM」という。）と、POMRAC が各国専門家に協力を求める検討に対応するため、以下の業務を実施する。

- ①会合文書及び関連文書等の情報収集を行う。
- ②第 19 回 POMRAC FPM（会議開催期間：令和 6 年秋頃に 3 日間程度、オンラインを想定）について対処方針案（A 4 判 20 頁程度）を作成し、出席する。議事録を作成（A 4 判 5 頁程度）し、電子データを環境省担当官に電子メール等で報告する。
- ③河川マイクロプラスチック、マイクロプラスチック・ナノプラスチックに係る生物影響評価、海洋空間計画に関する知見を有する専門家（3 名程度）が POMRAC の依頼を受けて行う調査、分析等について、関連した FPM の資料や既存の参考文献等の情報提供等の支援を行う。これらの専門家が POMRAC の求めに応じ、FPM やワークショップ等に参加（1 日程度を想定）する際の派遣手続き（謝金の支給等を含む。なお、専門家の交通費、日当および宿泊費については POMRAC 事務局が支給するため不要。）を行う。なお、謝金については、会合出席 1 日当たり 17,700 円を支給すること。
- ④①から③を踏まえ、次回 FPM や次年度に専門家の支援を行うための課題・取り組むべきこと等の提案を行う。

### （4）海洋環境保全のための戦略等に関する検討課題の整理

(1)～(3)の業務で得られた情報等を踏まえ、我が国における海洋環境の保全に係る長期的な戦略及び施策・制度等の在り方について検討すべき課題を検討・整理する。検討に当たっては、専門家及び学識経験者に対するヒアリングにより情報収集を行い、その整理等を行う必要がある。

このため、以下の業務を実施する。

- ① (1)～(3)の業務で得られた情報等を踏まえ、我が国における海洋環境の保全に係る長期的な戦略及び施策・制度等の在り方について検討すべき課題、対応案を検討し、A4判15枚程度に整理する。また、新たに生じた課題に対応するための課題事項に係る情報収集・整理、対応方針の検討、必要となる資料作成等の業務を行う。上記の検討に当たっては、専門家及び学識経験者(以下「有識者」という。)3名程度に対してヒアリング(2名対面(都内を想定)、1名オンラインを想定)を実施する等の情報収集を行う(1回当たり2時間、各名1回程度)。請負者は、ヒアリング対象とする有識者を環境省担当官と協議の上決定する。なお、対面で行うヒアリングは有識者が都内(環境省会議室を想定)に訪問して実施することを想定しており、旅費は旅費法に準じて支給(6～3級相当、都内在住を想定)するとともに、有識者への謝金の支給をヒアリング実施の都度速やかに行うこととし、謝金は1名に対して1時間当たり7,900円を支給すること。
- ② (1)～(3)の会合について、概要資料(PPT)を更新する(全体でA4判20頁程度)。更新する概要資料については環境省より提供する。

#### (5) 報告書の作成

請負者は(1)～(4)の業務の内容を取りまとめ、5.に掲げる報告書を作成する。報告書の構成、盛り込むべき内容等は、環境省担当官の確認を受けること。

#### 4. 業務履行期限

令和7年3月28日(金)まで

#### 5. 成果物

- 1 ロンドン条約及びロンドン条約96年議定書に係る情報収集(A4判75頁程度)
- 2 PICES年次会合等への支援(A4判10頁程度)
- 3 POMRACの取組に係る支援(A4判15頁程度)
- 4 海洋環境保全のための戦略等に関する検討課題の整理(A4判50頁程度)

上記1～4の全てを合わせたものを報告書(くるみ製本)として、4部提出すること。

電子媒体: 報告書の電子データを収納したDVD-R 1枚

報告書等とその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所: 環境省水・大気環境局海洋環境課

## 6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、

あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和4年度海洋環境保全に係る国際動向への対応調査検討業務」及び「令和5年度海洋環境保全に係る国際動向への対応調査検討業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和4年度海洋環境保全に係る国際動向への対応調査検討業務」及び「令和5年度海洋環境保全に係る国際動向への対応調査検討業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省 水・大気環境局 海洋環境課 （TEL：03-5521-9023）

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達等の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

## 3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要な事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<https://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。  
<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

#### 4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。